

令和 7 年度千葉県地域包括ケアシステム構築に係るアドバイザー派遣事業
業務委託仕様書

1 事業名称 令和 7 年度千葉県地域包括ケアシステム構築に係るアドバイザー派遣
事業業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注を予定している「令和 7 年度千葉県地域包括ケアシステム構築に係るアドバイザー派遣事業に係る業務委託」の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

3 業務の目的

市町村が効果的に地域包括ケアシステムの構築を行うことができるよう、各市町村が抱える課題等に対し、アドバイザーを派遣等し、助言及び指導等の支援を行い、具体的な取組に繋げ、地域包括ケアシステムの構築を推進すること。

4 委託期間 契約日から令和 8 年 3 月 2 5 日（水）まで

5 委託業務の内容

(1) 派遣による支援

ア 派遣市町村の選定

手挙げのあった市町村及び、受託者がオープンデータ等を踏まえ課題が明確となった市町村について、県と受託者が協議、その後受託者と市町村が相談の上決定し、派遣により支援を行う。

イ 派遣回数・内容

派遣市町村数及び回数については、7 市町村程度（手上げ 5 市町村・プッシュ型 2 市町村）とし、手上げ市町村については 1 市町村につき 3～4 回程度、プッシュ型市町村については 5 回程度とする。

支援内容については、初回の派遣において各種調査結果等を根拠としつつ、対象市町村との意見交換の中で課題の検討・テーマを決定し、実施する。

ウ 派遣の方法等

対面またはオンラインによる支援とし、必要時電話及びメール等による支援も、付随して行うこととする。

エ アドバイザーの選定

アドバイザーについては、各市町村の支援内容に精通した者とする。

(2) 報告会の実施

好事例の横展開を図るため、支援内容等をまとめた報告会を実施するものとする。開催の周知については、開催の 1 か月以上前に行うこととする。

ア 回数・内容

県下市町村に対し、地域包括ケアシステム構築を広く推進するものとし、アドバイザー及び派遣を受けた市町村からの報告を含むものを、1回開催する。

イ 対象

市町村の高齢者福祉及び地域包括ケアシステム担当者、関係機関職員等

ウ 方法

アクセスのよい会場での対面または、オンライン開催等、より多くの参加が期待できる形を検討すること。

エ 実施日

令和8年2月から3月中旬までのいずれか1日

6 報告

(1) 月例報告

派遣を実施した月には、その月に実施した業務実施状況について、Excel または Word ファイルにまとめ、翌月10日までに県担当者へ提出すること。ただし、3月分についての月例報告は不要とする。また、記録項目は、県と受託者が協議した上で決定する。

(2) 年間報告

委託業務がすべて完了したときは遅滞なく、業務委託実績報告書を県に提出すること。また、プッシュ型支援における課題等を含む内容とすること。

7 再委託の禁止

原則として、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により千葉県の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 特記事項

(1) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。また、仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

(2) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。